２００９年　５月　（奈良市内　配布）

（学）親愛幼稚園　前園長、古賀久幸氏、

児童虐待をしていた聖光幼稚園（京都市）元園長を擁護、

事件の隠蔽と、被害者攻撃に協力。

未だ罪を認めず。教会も反省なし。

２００１年、京都・聖光幼稚園の牧師・園長、原田文雄氏の過去が発覚しました。大和高田の教会に来ていた女の子に性的虐待を行っていたという訴えが出たのです。

訴えた被害者は小学４年生から中学生まで虐待を受けていました。成人してから自分が過去にされたことに耐えられなくなり、原田氏が牧師や園長をやっているべきではないと言って本人に退職を要求しました。

被害者の父親は犯人の原田氏と話し合い、牧師と園長を辞任すべきであると要求しました。原田氏は反省をして謝罪手紙を２通書きましたが、辞職はしたくないと言って１年間謝り続けていました。

被害女性は他にも被害者がいることを知っており、また他の子供に悪いことをするかもしれないからと、教会に訴えて懲戒免職にしてもらおうとしたのです。

原田氏が在籍していた宗教法人・聖公会 京都教区は近畿地方に牧師や園長を派遣しています。原田氏の謝罪手紙をもって宗教法人の最高責任者に訴えたところ、

原田氏は「いつばれるかと冷や冷やしていました」と言い、責任役員会（常置委員会）の席において、「下着に手を入れて性器に触った」と認めたにも関わらず、

また、謝罪手紙（web で公開中）という決定的証拠があったにも関わらず、

（宗）聖公会京都教区は加害者の退職を撤回。

「本人は大したことはしていないと言っているので」退職はさせないと被害者に通告。

信じていたキリスト教会の酷い対応に傷つき、激怒した被害者の父親は、京都教区が組織のために加害者を守ろうとしていると認識、刑事時効のため警察には扱ってもらえなかったので民事裁判で事実関係を認めさせねばならないと決意し、２００１年６月から２００５年の最高裁判決まで戦いました。

２００５年に被害者側は勝訴しましたが、(宗) 聖公会 京都教区から「冤罪である」と抗議声明が出されました。新聞に掲載された抗議声明を読んだ別の被害者が名乗り出て、教会はやっと事実関係を認めることになりました。

この間、親愛幼稚園の前園長・古賀久幸氏は、同僚の原田文雄氏を擁護し、隠蔽に協力しました。古賀氏は「下着の中に手を入れて触った」という加害者の自白を聞いたにも関わらず、事実無根を主張する裁判に協力し、被害者を誹謗中傷しました。

古賀久幸　前園長のしたこと。
加害者　原田文雄氏は以下のことを主張し、古賀前園長はこの裁判に協力しました。

１．性被害の訴えは、事実無根。
２．被害者には精神疾患があり、被害妄想がある。
３．被害者には虚言癖がある。
４．被害者は自慰中毒で、被害手記のような性的夢想をしている。
５．原田氏に横恋慕するストーカーである。
６．時効を主張する。
７.土下座して謝ったからといって償いをする必要(賠償責任)を認めた訳ではない。

古賀前園長は加害者の自白を聞き、物的証拠があるにも関わらず、加害者による酷い主張に同意し、証拠集めに協力し、裁判所では被害者の父親を挑発していました。
これだけ公けに行動しておきながら、古賀氏は隠蔽行為と被害者への悪意ある攻撃を認めず、教会も古賀氏のしたことを認めないので、被害者の怒りは解けていません。

この文章の著者である私は、古賀氏を派遣している教会本部に対して、古賀氏の行動に関する事実の認定と反省を促してきましたが、教会本部（聖公会京都教区）は古賀氏を擁護することを止めません。私が提起した懲戒請求も門前払いしました。

古賀前園長は、子供を預かる立場の者として、神の道を教える牧師として、やってはならないことをしました。子供に対する性的虐待は再犯の可能性が高く、もし発覚したら子供に関わる職場に絶対置いてはならないことは言うまでもありません。
しかし、聖公会 京都教区は子供の安全に関する認識が非常に甘い。
事件発覚時に加害者が勤務していた聖公会系列の聖光幼稚園（京都）は裁判のことが噂になると、高裁 **敗訴直後** に賠償金相当額の退職金を渡し、加害者を金沢の教会に逃がしています。なぜ退職金を渡したのかという毎日新聞の記者の取材に対し、京都の聖光幼稚園は次のように説明しています。
「わいせつ行為は園に来る前の話で、退職前に発覚しても懲戒免職にはできなかった」(毎日新聞２００８年7月１８日　夕刊)。　児童に性的虐待をしていた過去が発覚しても、園長を辞めさせることは出来ないと言っているのです。加害者の自白を聞いた理事が複数いたのに、裁判中の４年間も園長を続けさせていました。
聖公会　京都教区の教会関係者が幼児教育に関わることについて、わたくしは深い憂慮を表明いたします。

文責：　聖公会　横浜教区　南三原聖ルカ教会　司祭　鎌田雄輝
〒299-2712　千葉県　南房総市和田町海発１５２７
ホームページは“ 被害者側代理人 “ で検索

http://www.m－fumio.com/